いまかね町政だより

發行所　今金町役場
發行人　今金町長　安部義雄
編集人　今金町助役　柳一太

町議會のお知らせ

一月十九日

冷害米麥代金負担のため一時借入など議決

第六回臨時町議會は、一月十九日午後一時から役場會議室に於て開催、

一、冷害米麥代金の支拂につき予算外義務負担のため一時借入金について

二、立木賣拂処分について

の二件について審議いたしました。

一は、昭和二十九年の冷害により、被害農家に對して貸渡した米、麥の代金が一部未回收のため町がこれに對して保證をしている關係上、町が道に對して支拂をしなければならないので、このため百八十万円以内を一時借入れし、その支拂に充当するものであります。

なお、これに要する利子は未納者の負担となります。

二は、立木賣拂処分については、中里部落代表工藤榮作氏から、中里小中学校用薪材として、中里町有林地内から新十三ノ沢分（五尺×十尺）の賣拂願があったので、毎木調査の上賣拂処分をすることに決定

以上二件を原案通り可決して閉會しました。

檢察審査員とは？

どんな仕事をしどのようにして選任されるか

毎年一月に選挙人名簿の中から、くじにより檢察審査員候補者を選定しておりますが、今年は一月九日にこのくじを行いましたところ次の方々がその候補者として選定されました。

今金　佐藤忠蔵　稲川森
今金　田代天井きく　末太郎
今金　森　ヘヤ
日進區　地源三　鈴岡小林秀子
花石　高田セキ
金原　笹森サチエ
今金　吉田タマ

次に、檢察審査員とはどんな仕事をし、どのようにして選任されるのでしょうか次にそのあらましを述べてみます。

檢察審査員とは

檢察審査會は、各地方裁判所及び主な地方裁判所支部の所在地に置けられ、現在全國を通じて二百四あります。

各檢察審査會は、十一人の檢察審査員から成り立っています。檢察審査員は、前に述べたように、男女を問わず選舉權を有する人々の中からくじで選ばれた檢察審査員候補者の中から更にくじで選定された人々です。この檢察審査員を選ぶくじは、毎年四回行われ、各檢察審査員の任期は六ケ月です。

檢察審査會の主な仕事は檢察官がある事件について裁判所に對しその犯人の処罰を求めなかったとき、果してそのような取扱をしたことが正しいかどうかを、證據を調べて判断し、これを檢事正に通知して再考を求めることです。

いわば檢察官に對してお目付役の仕事をするものと言えば判り易いと思います

そして檢察審査員がこの仕事をするに当っては、何人のさしずも受けず、全く獨立して行います。

しかしながら檢察審査員は、別に法律毎の特別な知識をもっていることを必要としません、ただ普通の常識があれば充分です。

名譽ある職務

新憲法によって、わが國は民主國家となりました。公務員が國の仕事をしているのは、すべて國民に委されてやっているのです。

從って公務員の仕事のやり方は、常に國民の監視を受けているわけです。そして國民が檢察官の仕事のやり方を監視する制度が檢察審査會です。

檢察審査會は、このように民主々義の根本に根ざしている重要な制度ですから檢察審査員となることは、國民の名譽ある職利であり又重大な義務であるといわなければなりません。

心掛けなければならない義務

1. 出頭の義務

檢察審査員として招集されたときは、病氣その他やむを得ない事情のない限り、出頭する義務があります

2. 宣誓の義務

檢察審査員として職務を行うに当っては、良心に從い公平誠實にその職務を行うことを誓わなければなりません。

3. 秘密を守る義務

檢察審査會議に列席したときは、會議の議決又は各檢察審査員の意見等を他人に漏らしてはなりません。

簡易保險特別増強運動 一月～三月

檜山管内各町村の郵便貯金の現況は？

昭和三十年十二月末日現在

町村名	目標額	実績	割合
江差町	一三・〇〇〇	一・一八七・〇	九
北檜山町	八・〇〇〇	七・二一三	九・〇
瀬棚町	四・四〇〇	一・〇七四	二・四
今金町	九・〇〇〇	二・五九四	二・八
乙部村	五・二〇〇	三・一三五	六・〇
大成村	四・四〇〇	一・〇〇〇	四・四
奥尻村	五・八〇〇	七四三	一・二
上ノ國村	八・〇〇〇	四・六〇三	五・七
厚沢部	五・六〇〇	一・四四一	二・五
熊石村	五・四〇〇	三・九二六	七・九
計	六八・八〇〇	二六・九一二	三・九

○清潔な搾乳は乳房炎や二等乳を防ぎます。

○乳質の向上は酪農家皆さんの經済を豊かにします。

―明治乳業提供―

世論調査の結果
國民健康保険再開を

今年度に於て現在休止中の一百円位かかり、その額が最國民健康保険事業を本年四高三万円を超えることが出月一日より再開する予定をいます。
昨年八月再開についての世論調査を行いましたところ次の様な結果を得、半数以上が再開を希望していますし、更に近く第二回の調査を実施し希望の多数であれば町議会にはかり決定することになります。
若し議会にて再開が議決されますと一部の町民（他の健康保険組合に加入している者）を除いては、全町民が強制的に加入することになりますから、例えば、私の家では皆健康だから加入したくないと言っても共同の福祉のため必ず加入しなければならないのです。
この事業が実施されますと町民の皆様がお医者さんにかかった料金の半分が町から支給されるのです。
町ではお医者さんに支払う金等にあてる為、皆さんから健康保険料を徴収することとなります。
この賦課方法は、所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割によって算出されるのですが、大体一戸平均年間三千円乃至三千五

再開についての世論調査結果

1、	良い	六九・四%
2、	わからない	一七・六%
3、	悪い	四・七%
4、	白表	八・三%

この事業が円滑に行くか行かないかは全く保険税の徴収成績によることなので若しこの成績が悪ければ国からの補助金も交付されないこととなりますから再開の場合は特に御協力願いたいと存じます。

節調胎受
家族計畫實施の座談會開く

家族計画は母体の保護、受胎調節特別対策実施地区に指定され、この運動を積極的に実施することになったのでありますが、町では今会保健所、並びに関係機関との連けい協力により、左記日程により、受胎調節の実施についての、座談会と実地指導（別室において個人毎に指導致します）を行いますから、何かと、御多忙のこと、存じますが是非、座談会に多数出席されるようの保護、楽しい、明るい家庭生活を築くため、この座

國民健康保険事業再會
家族計畫座談會
日程表

月日	時間	開催場所	參集區域
二月十三日	午前十時	豊田小学校	通学区域による
二月十四日	午前十時	金原小学校	〃
二月十五日	午前十時	八東小学校	〃
二月十六日	午前十時	日進小学校	〃
二月十七日	午前十時	神丘小学校	〃
二月十八日	午前十時	光川小学校	〃
二月十九日	午後一時	今会町公民館	〃
二月二十日	午前十時	稲川小学校	〃
二月二十一日	午後一時	住吉小学校	〃
二月二十二日	午後一時	中里小学校	〃
二月二十三日	午前十時	花石小学校	〃
二月二十四日	午前十時	美利河小学校	〃
二月二十七日			
二月二十八日			

家族計画実施についての座談会日程			
時間	開催場所	参集区域	
午後一時	豊田小学校	通学区域による	
午後一時	金原小学校	〃	
午後一時	八東小学校	〃	
午後一時	日進小学校	〃	
午後一時	神丘小学校	〃	
午後一時	光川小学校	〃	
午後一時	稲川小学校	〃	
午前十一時	住吉小学校	〃	
午前十一時	中里小学校	〃	
午後一時	花石小学校	〃	
午後一時	美利河小学校	〃	
午前十時	今会町公民館	通学区域のうち市街地のみ	
午前十時	今会町公民館	通学区域のうち部落のみ	



国民健康保険税は

どのようにして

算出されるか

この税金をどの目的に使うかは、皆さんと共たち、国民健康保険に加入している人たちの為に使うものであるから、皆さんに最も関係の深いものであります。

この税金は、国保運営の為の経費の給付に使われるのですが、今回もその一部分の町民税の減税分の七十％を国庫負担金として交付されることになりました。

この税金は、国保運営の為の経費の給付に使われるのですが、今回もその一部分の町民税の減税分の七十％を国庫負担金として交付されることになりました。

（既往のことは、たとえ間違いがあっても、とやかくいわないという）

今回は、保険税を法・六〇〇千円を基礎として算出されたものであるが、もしこの税金が不用の際は、どうなるかというと、それぞれの組合に還元されるのであります。

各世帯別の国民健康保険税

昭和三十一年度国民健康保険税の賦課額は、被保険者（世帯主）の前年度所得税額及び町民税額を基礎として、それぞれの組合の医療費及び運営費を考慮して、各世帯別に賦課されるのでありますが、今回もとりあえずこの様な方法によりました。

被保険者の町民税の算出に用いる課税所得割の総額

70.000千円

固定資産税（土地、家屋、の分のみ）

85.000千円

従って保険税所得割額は

$$\frac{2.240.000円}{70.000.000円} = 0.32 \text{ 即ち } \frac{32}{100}$$

保険税資産割額は

$$\frac{560.000円}{85.000.000円} = 0.065 \text{ 即ち } \frac{6.5}{100}$$

被保険者均等割額は被保険者一人につき

$$\frac{1.960.000円}{9.000人} = 217円$$

世帯別平等割は一世帯につき

$$\frac{840.000円}{1.600世帯} = 525円となる$$

A 世帯　（町民税の所得割を賦課されず固定資産税も納入しない3人家族の場合）

被保険者均等割	217円×3人	＝651円
世帯別平等割	＋	525円
合　計		1.176円

B 世帯

課税総所得金額（基礎控除した額）			固定資産税
主	A	100.000円	3.000円
妻	B	—	—
子	C	—	—
子	D	—	—
子	E	—	—
合　計		100.000円	3.000円

所得割　100.000円×$\frac{32}{100}$＝3.200円

資産割　3.000円×$\frac{6.5}{100}$＝195円

被保険者均等割　217円×5人＝1.085円

世帯別平等割　525円

合　計　4.480円

C 世帯

課税総所得（基礎控除した額）			固定資産税
主	A	200.000円	6.000円
妻	B	—	2.000円
子	C	100.000円	—
子	D	—	—
子	E	—	—
合　計		300.000円	7.000円

所得割　300.000円×$\frac{32}{100}$＝9.600円

資産割　7.000円×$\frac{6.5}{100}$＝455円

被保険者均等割　217円×5人＝1.085円

世帯別平等割　525円

合　計　11.665円

納税貯蓄組合を作りましょう

－町税納期一覧表－

今年の町税の税額は、昨年度に比べて減税になりましたが、町民の皆様の負担は、相変らず重いものがあります。

町では、新しく納税貯蓄組合を結成した組合とか、組織強化加入した組合とかに対しては、特別な配慮をしてくれるようになっておりますから、この際皆様方も、この組合に加入されて、今年の税金は、今年のうちに納めてしまうように心がけたいものです。

昭和三十一年町税納期一覧表

月別	税別	税目	納期
四月	第一期	固定資産税	自四月一日至四月三十日
五月	年分	荷馬車軽車税	〃　五月一日至五月三十一日
六月	第一期	町民税	〃　六月一日至六月三十日
七月	第二期	固定資産税	〃　七月一日至七月三十一日
八月	第二期	町民税	〃　八月一日至八月三十一日
九月	第三期	固定資産税	〃　九月一日至九月三十日
十月	第三期	町民税	〃　十月一日至十月三十一日
十一月	第四期	固定資産税	〃　十一月一日至十一月三十日
十二月	第四期	町民税	〃　十二月一日至十二月二十五日

出生届は十四日以内に

謹んで御出産を御祝申上げます。

あなたの子供さんが、すくすくと丈夫に成長されますようお祈りしてやみません

さて、その届出につきましては既に御存じのことゝ思いますが「出生届」は出産の日から「十四日以内」になつております。

これを法定期間といいましてこの期間内に届けないと過料に処せられることがありますから念のため御知らせ致します。

可愛赤ちやんのお名前がつきましたら是非この期間内に届出して下さるよう重ねてお願い申上げます。

尚、已むを得ない事情で期間内に届出が出來ない場合はその期間内に戸籍係に連絡して下さい。

◎婚姻届出は

新時代への雄しい御二人の門出を心から祝福いたしますと共に前途に幸多からんことを御祈りいたします

さて、既に御承知のことと存じますが、式がすみましても婚姻届出をしませんと法律上は夫婦と認められませんから今直ぐに届をすませて立派な家庭を作りましょう。

届出の期間は、別に定めてありませんが御二人の將來のためにも、又生れてくるお子さんのためにも一日も早くお届下さるよう又結婚式が都合から判つて居られるのですからその前に届書を作製して式の当日受理して貰うようにしたいものです。

なお、届書は戸籍係で代書して居りますからどうぞ御利用下さい。

× × ×

今会町では、昭和三十年中に出生や死亡、死産、婚姻、離婚等は、次のとおりになつております。

◎出生	男	一四一人	
	女	一三二人	
	計	二七三人	
◎死亡	男	五四人	
	女	四五人	
	計	九九人	
◎死産	男	一一人	
	女	一四人	
	計	二五人	

◎婚姻　一〇六組
◎離婚　七組

配給を受けるにも学校に入るにも選挙をするにも居住証明などをもらうにも住民登録がもとです住所や世帯に異動があつた時は必ず届出をしましょう。

☒ ☒ ☒ ☒

泣き方は赤ちやんの言葉

——そのみわけ方について——

まだもののいえない赤ちやんでも、お腹のすいたときやおむつがぬれて気持の悪いときなどへ本能の働きによつて、それぞれ自分の意慾を満たしたい気持をもつているので、それを表現する方法として泣くわけです。

しかしまだ三ケ月ごろでは感情というものの發達が不十分ですから涙というものは出ません。

そこで赤ちやんの泣き聲をききながら体の動作や涙の出具合によつてよく氣をつけていると、今この赤ちやんは何を要求しているかが大体わかるものです。

断續的に顔をあちこち向けながら涙も出さず泣いているときは抱いてもらいたいとか、親のいない淋しいときなどをうつたえているのです。

また、両足をお腹につけるようにちぢめて断續的に泣くときは、お腹のいたいときは体のどこかがかゆいか、いたい時です。

泣くときは、感情神經が急に刺戟をうけたためのおそろしさに對する表現です。

このように赤ちやんも結構泣き聲によつて立派に自分の意志を表現しますので泣いたときに抱いてお乳をふくましてお泣き止ますという方法をとらないで、赤ちやんの意志をよくくみとつて、それを滿たすようにしてあげることが大切です。



公益質屋の利用状況は？

当町では昭和二十九年七月一日より宇今金（旭町）中村芳太郎方に公益質屋を開設致し、町民に對して小資金の金融を圖つて參りましたが昭和二十九年七月より昭和三十年三月までの利用状況を左記の通りお知らせ致します。

なお公益質屋の貸付條件は次の通りです。

◎貸付利率　月三分
◎貸付限度
◎生活資金
一口　一、〇〇〇円
一世帯　五、〇〇〇円
◎生業資金
一口　二、〇〇〇円
一世帯　一〇、〇〇〇円
◎流質期限　四ケ月

但し月内十六日未滿の場合は半額とする。

職業別貸付状況

職業別	口数	金額
勞働者	一四一口	三九一、〇〇〇
俸給生活者	二四	六六、〇〇〇
商工業者	八二	二二七、〇〇〇
農業漁業者	五三	一四九、〇〇〇
その他	一	三、〇〇〇
計	三〇〇	八三三、〇〇〇

貸付品種別状況

品種別	口数	點数
衣類	二三〇口	七一一點
證券類	五	五
裝身具類	三九	三九
家具類	—	—
その他	二六	三四
計	三〇〇	七八九